

新山形県DV被害者支援基本計画(仮称)

**男女が互いの人権を尊重する、
暴力のない社会の実現をめざして**

骨子(素案)

平成27年12月4日現在

山形県若者支援・男女共同参画課

目 次

1. 計画の基本的な考え方

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画期間及び計画の見直し
- (3) 計画の位置付け
- (4) 計画の視点
- (5) 基本目標
- (6) 基本の柱
- (7) 進行管理
- (8) 推進体制
- (9) 計画の体系

2. 施策の方向性

基本の柱Ⅰ男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり

- 【施策の方向1】 DV防止に向けた県民意識の醸成
- 【施策の方向2】 若年層に対する予防啓発の推進
- 【施策の方向3】 加害者対策の推進

基本の柱Ⅱ早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実

- 【施策の方向4】 早期発見・通報の理解促進
- 【施策の方向5】 安心して相談できる体制の確保
- 【施策の方向6】 迅速で安全な保護体制の充実
- 【施策の方向7】 同伴する子ども等への保護と支援
- 【施策の方向8】 高齢者、障がい者、外国人への配慮

基本の柱Ⅲ被害を繰り返さない自立支援体制の整備

- 【施策の方向9】 住居の確保に向けた支援
- 【施策の方向10】 経済的自立に向けた支援
- 【施策の方向11】 司法手続きに関する支援
- 【施策の方向12】 こころの回復支援
- 【施策の方向13】 被害者の情報保護、自立支援体制の整備

基本の柱Ⅳ関係機関の協力・連携

- 【施策の方向14】 施策調整機能の強化
- 【施策の方向15】 関係機関の連携強化
- 【施策の方向16】 市町村との連携強化

※DV（ドメスティックバイオレンス「Domestic Violence」）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいいます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。また平成25年の法改正により、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についてもこの法律の対象となりました。

本計画においては、DV防止法に基づき施策を進めていきますが、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象として施策を進めていきます。

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

このため、本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、平成14年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、また、平成18年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定、平成22年に「県基本計画」の改定を行い、DVの予防啓発やDV被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んでおります。

これまでの取組みにより、DVの認識や相談窓口の周知も進んだことで相談件数も増加しており、より一層の相談体制の強化も必要となってきました。一方で10代、20代の若年層における交際相手からの暴力による被害も増加、深刻化しており、若年層を対象とした意識啓発など、暴力の未然防止に向けた取組みも求められています。

こうした中、平成25年度には、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じてDV防止法の適用対象とする法改正が行われました。

それらを踏まえ、新たな計画を策定し、男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現を目指します。

(2) 計画期間及び計画の見直し

平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5年間とします。

なお、国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直すこととします。

(3) 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するものです。
- 男女共同参画社会基本法、山形県男女共同参画推進条例及び第3次山形県総合発展計画に基づき、男女共同参画を推進するために策定した「山形県男女共同参画計画」に掲げる施策の方向「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画です。

(4) 計画の視点

①被害者一人ひとりの「安心」を考えたきめ細かな支援

被害者一人ひとりの置かれた状況を考え、被害者が安心して助けを求めることができる社会の実現を目指し、発見・相談・保護から生活再建、自立に向けた被害者支援についてより一層の充実を図ります。

②若年層へのDV未然防止の啓発を含めた暴力を許さない社会づくりの強化

暴力を許さない社会づくりの実現を目指し、若年層に対する予防啓発に取り組みます。併せて子ども達をDVの被害者にも加害者にもしない教育の充実を図ります。また、広く県民に対してDVに関する正しい認識を深めるための普及啓発を行います。

③市町村、関係機関との緊密な協力・連携

被害者支援に向けて、より一層充実した施策を推進していくため、県、市町村及び関係機関において緊密な協力・連携体制の構築を図り、地域の実情に合わせた支援の実現に取り組みます。

(5) 基本目標

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進める必要があるため、基本目標を「**男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現**」とします。

(6) 基本の柱

この計画では、次の4つの基本の柱に基づき、それぞれ施策を推進します。

① 基本の柱Ⅰ 「男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり」

DV被害の予防に関する施策を推進します。DVは身近にある重大な人権侵害であるとともに、DVを背景とした殺人事件などの凶悪な犯罪にも繋がる社会的な問題ですが、「家庭内の問題」であるという誤った認識から、適切な対応がなされず、重大な被害を招いてしまう場合があります。そういったことのないよう、DVは社会全体で考えるべき問題であるという認識の一層の浸透を図るとともに、いかなる暴力も許さない、見過ごさないという共通認識に立ち、誰もが一人の人間として尊重される社会の形成に取り組みます。

また、若年層におけるDV被害も深刻化しており、今後は、若年層に向けたDVの予防啓発の強化を図るとともに、子ども達を被害者にも加害者にもしない教育の充実を図ることでDVを許さない社会づくりを推進していきます。

併せて、超高齢社会が進行する現在、60歳以上の被害件数も増加しているため、高齢者層に向けた啓発を促進していきます。

② 基本の柱Ⅱ 「早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実」

被害者の発見・通報・相談・保護に関する施策を推進します。被害者の多様化、抱えている問題の複雑化に対応し、被害者が安心して支援を求められるよう体制を確保し、被害者が適時、適切な助言を得られる環境の整備に取り組みます。

また、関係機関等における早期発見・通報の理解を促進するとともに、緊急に保護を要する被害者がいる場合の迅速で安全な保護体制の充実を推進します。併せて、一時保護される被害者が子どもを同伴するケースも多く見られることから、同伴する子どもを含めた支援の充実を図ります。

③ 基本の柱Ⅲ 「被害を繰り返さない自立支援体制の整備」

被害者の自立に関する施策を推進します。被害者がDVを乗り越え、新しい生活を築いていくためには、住まい及び仕事の確保が重要です。被害者の中には、自立の目途が立たず、やむなく加害者のいる家に留まったり、戻ったりすることを選ばざるを得ない人も多くいます。このような状況を少しでも減らしていくためには、自立に向けて、住居、生活資金、離婚手続きなどの法的支援を含む支援の充実が求められます。

そのため、加害者から精神的だけでなく、経済的にも法的にも自由となれるよう、各種支援を行うとともに、一時保護施設等の退所後も、地域において、市町村やNPO等民間支援団体等による継続した支援を受けられるよう、自立支援体制の整備を推進します。

④ 基本の柱Ⅳ 「関係機関の協力・連携」

国の関係機関、県、市町村、民間団体等との連携に関する施策を推進します。

DVは、男女の性別固定的な役割分担意識などの社会的な背景があり、個人では解決し難い問題です。その意味から、DV防止法第2条に、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」とされ、現状で充足されていない防止対策及び被害者支援対策の推進のため、県行政内の体制強化を図っていくことが求められています。

また、DVは、住居、生活資金、教育など複合的な問題を内包しており、単一の機関のみで解決策を見い出すことが困難であることから、総合的・多角的・組織的にとらえ、多様な被害者の状況に合わせて、多くの関係機関が有機的に連携していくことが望まれています。

さらに、DV防止法により、市町村基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの

設置が努力義務化されるなど住民の身近な窓口である市町村の取組みの充実が期待されることから、今後は、各施策がより効果的に実施されるように、県は施策調整機能や関係機関の連携強化に取り組むとともに、市町村との連携強化を推進します。

(7) 進行管理

DV被害者支援に係る庁内連絡会議において、毎年度、施策の実施状況や被害者の状況等を把握するとともに、山形県男女共同参画審議会をはじめとする関係者や県民の意見を踏まえながら、その評価・検証を行います。

(8) 推進体制

この計画を円滑に推進するにあたっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村、県がそれぞれ連携・協働のもと、総合的・横断的に取り組んでいきます。

① DV被害者支援対策関係機関連絡会議

民間支援団体、弁護士会のほか、県関係部局の代表で構成するDV被害者支援対策関係機関連絡会議において意見交換を行いながら、施策を推進します。

② 地域DV被害者支援連絡協議会

市町村、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者等と情報交換し、情報の共有化を図り、地域における被害者の適切な保護、自立支援等のため、各種の施策を推進します。

③ DV対策庁内連絡会議

庁内各課等からなるDV対策庁内連絡会議において、施策の実施状況を把握するとともに、その状況を検証しながら、各種の施策を推進します。

④ 中央配偶者暴力相談支援センター

県の中核的相談機関としての対応、被害者の心理的ケア、処遇の難しい事案への対応、広域連携を含めた総合調整等、各種の施策を推進します。

⑤ 地域配偶者暴力相談支援センター

地域における身近な相談機関としての対応、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対する適切な支援等、各種の施策を推進します。

(9) 計画の体系





2. 施策の方向性

基本の柱Ⅰ 男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり

DVは身近にある重大な人権侵害であるとともに、DVを背景とした殺人事件などの凶悪な犯罪にも繋がる社会的な問題ですが、「家庭内の問題」であるという誤った認識から、適切な対応がなされず、重大な被害を招いてしまう場合があります。そういったことのないよう、DVは社会全体で考えるべき問題であるという認識の一層の浸透を図るとともに、いかなる暴力も許さない、見過ごさないという共通認識に立ち、誰もが一人の人間として尊重される社会の形成に取り組みます。

また、若年層におけるDV被害も深刻化しており、今後は、若年層に向けたDVの予防啓発の強化を図るとともに、子ども達を被害者にも加害者にもしない教育の充実を図ることでDVを許さない社会づくりを推進していきます。

併せて、超高齢社会が進行する現在、60歳以上の被害件数も増加しているため、高齢者層に向けた啓発を促進していきます。

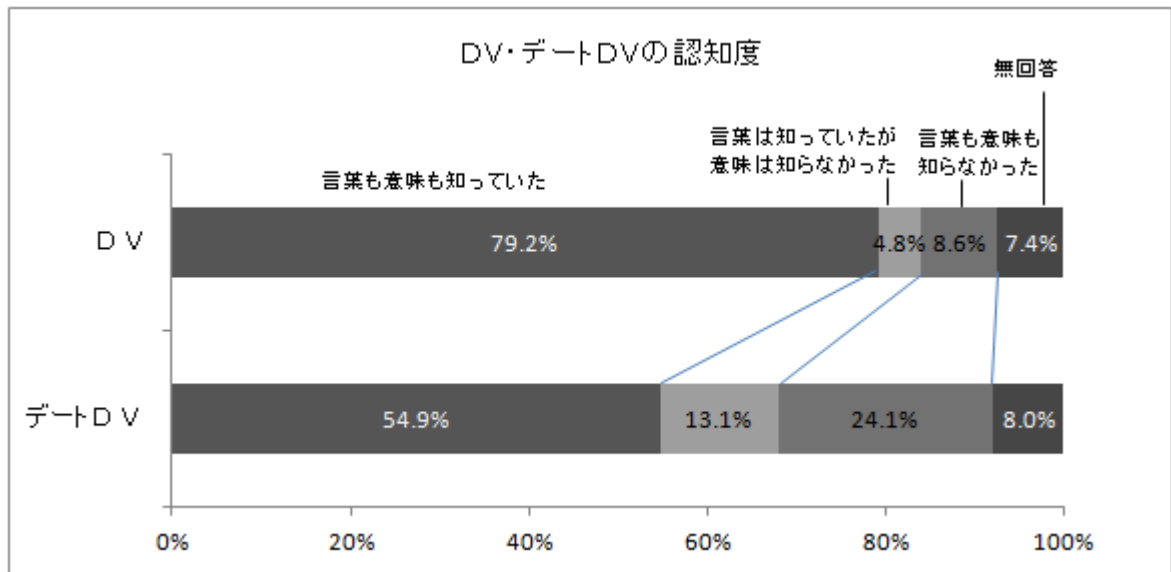
【施策の方向1】 DV防止に向けた県民意識の醸成

現状と課題

DVは外部からの発見が困難な家庭内において起こることから、潜在化しやすい傾向にあり、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。また、近年の被害状況をみると、若年層や高齢者まであらゆる年代で被害が増加しています。そのような状況を改善するためには、DVが重大な人権侵害を含む社会的問題であることを県民全体で認識し、「いかなる暴力も許さない」という県民意識を広く醸成する必要があります。

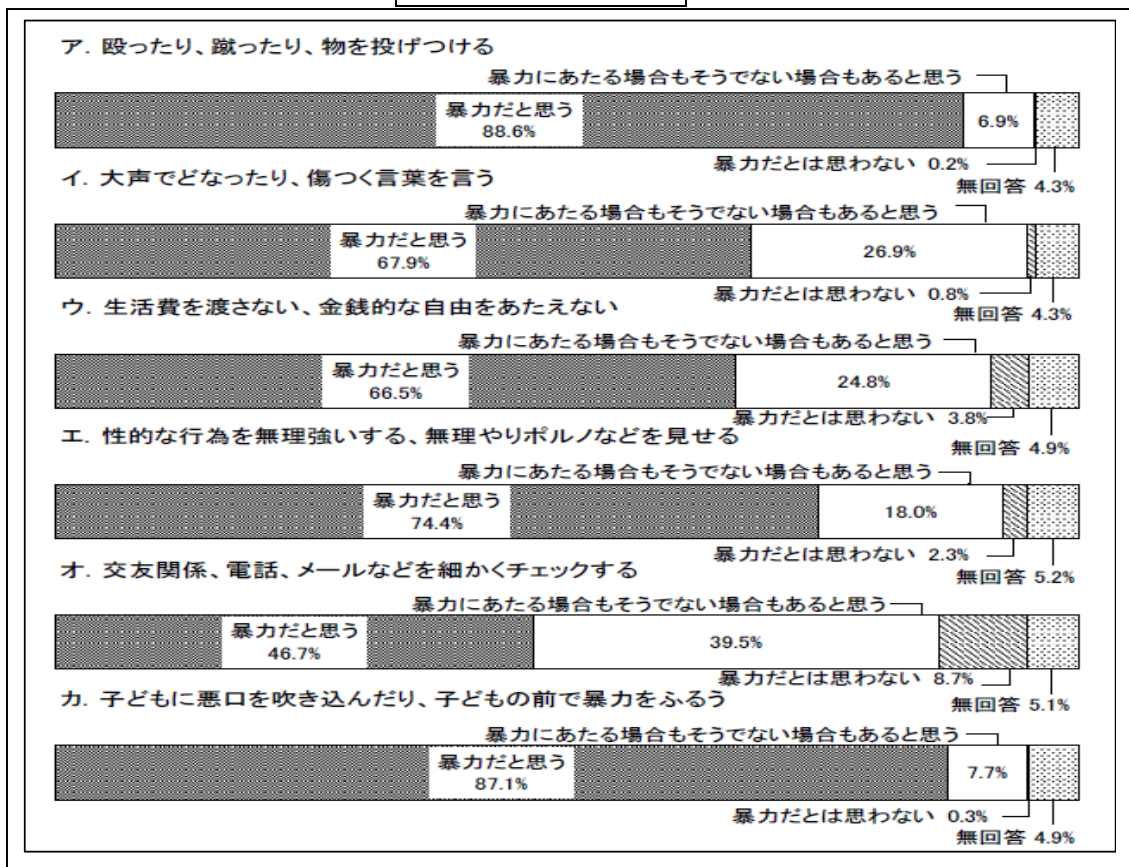
県で平成26年度に実施した「ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する意識調査」によれば、「ドメスティックバイオレンス（DV）」について、「言葉を知っていた」と回答した割合が84%になっており、「DV」という言葉については、高い認知度となってきたことがうかがえますが、その一方で、「殴ったり、蹴ったり、物を投げつける」といった身体的暴力より、「大声でどなったり、傷つく言葉を言う」といった精神的暴力や「交友関係、電話、メールなどを細かくチェックする」といった社会的暴力については、暴力だという認識が低くなっており、DVだと認識されにくい傾向が見られることから、DVには、身体に対する暴力のみならず、いわゆる精神的暴力及び社会的暴力等も含まれることなど、DVについての正しい認識が一層浸透するような啓発が併せて必要です。

DV及びデートDVの認知度



(平成26年度「ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査」より)

DVについての意識



(平成26年度「ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査」より)

【今後の方策】

○ 県民への意識醸成の促進

啓発用リーフレットの作成、配布のほか、広報紙やテレビ・ラジオなどのマスメディア及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス（※））等を活用してDVを許さない社会づくりや人権尊重に関する県政広報を実施し、県民意識の醸成を図ります。

また、DVはその被害者のほとんどが女性であり、その背景には男女間にある力の関係、優劣意識や所有意識、固定的な性別役割分担意識があります。それらの誤った認識を改め、男女共同参画社会を実現することが、男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会へと繋がると考えられるため、男女共同参画センターを中心に、男女共同参画に関する講座等を実施します。

（実施主体：県、市町村、関係機関）

※ソーシャルネットワーキングサービス

（登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。）

○ DVに関する認識の一層の浸透

啓発用リーフレットの作成、配布やDVに関する講座の実施により、DVは殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、暴言を吐くといった精神的暴力、交際関係を制限するといった社会的暴力も含み本質的に人間の尊厳を傷つける行為であるなど、DVに関する正しい認識の浸透を図ります。被害者や加害者本人はもちろん周囲の人に対しても、DV被害の気づきを促します。

また、被害者がDVを受けていることを認識していないために必要な支援が受けられないという事態を防ぐために、リーフレット等を被害者が目にして、加害者に気付かれず持ち帰りやすい場所に設置するなど、被害者に対しDVについての正しい情報を提供し、被害の拡大、深刻化を防ぎます。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

○ 高齢者への予防啓発の推進

近年、高齢者層のDV被害が増加傾向にあります。高齢者におけるDVは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の高齢者虐待に該当するものです。このため、高齢者虐待の対応窓口である市町村や地域包括支援センター等と連携し、高齢者やその家族等に対しDVに関する認識の浸透を図るとともに、相談・通報体制の整備や介護負担の軽減を図ることなどにより、DV被害の発生防止と早期発見を促します。

（実施主体：県、市町村、関係機関）

○ 障がい者への予防啓発の推進

障がい者に対するDVは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

法律」における障害者虐待に該当するものです。このため、市町村等と連携し、障がい者やその家族等に対しDVに関する認識の浸透を図ることで、DV被害の気づきを促します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

【施策の方向2】 若年層に対する予防啓発の推進

現状と課題

DVは決して大人だけの問題ではなく、若い世代においても交際相手からのDV、いわゆる「デートDV」の被害が発生しており、被害内容も命の危険に繋がる重大な事件に至る事案も発生しています。

本県では、今までも、自他の人権を大切にするとともに、暴力を否定する意識の醸成を図るため、学校や地域における人権教育・啓発を推進してきましたが、若い世代をDVの被害者にも加害者にもせず、DVのない社会を作るためには、発達段階に応じて、配偶者や交際相手からの暴力に関する予防教育をさらに充実させていく必要があります。併せて教職員や教育機関関係者に対する理解を促進する研修の実施や、リーフレットの配布などにより、デートDVも人権侵害にあたる行為であることを啓発することが必要です。

【今後の方策】

○ 若年層における交際相手からの暴力防止のための教育の推進

高校生、大学生等を対象に、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」を未然に防止するため、出前講座や啓発用リーフレットの配布等により、若年層にDVについての認識を深める機会を提供します。

併せて、DV未然防止のための教育をとおして、将来の被害者支援に関わる人材の育成、専門家の育成に取り組みます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 子ども達を被害者にも加害者にもしない教育の充実

今後も、自他の大切さを認めたり、男女が互いに相手の人格を尊重したりすることができる態度を身に付けるため、保育所、幼稚園及び学校（大学・短大等を含む）における人権教育、いのちの大切さに関する教育や小中高校における性に関する指導を引続き充実させていきます。平成27年度に『山形県人権教育推進方針』を策定し、発達段階に応じた人権教育への取組みを全県的に推進していくなど、DV未然防止に繋がる教育を継続的に実施することで、将来的に子ども達が被害者、加害者になることを予防します。

また、教職員や教育機関関係者を対象とした、DV予防及び人権教育の研修会を実施することで、子ども達が安心して相談できる体制を確保するとともに、子ども達を暴力から遠ざけ、見守る環境を整備します。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

【施策の方向3】 加害者対策の推進

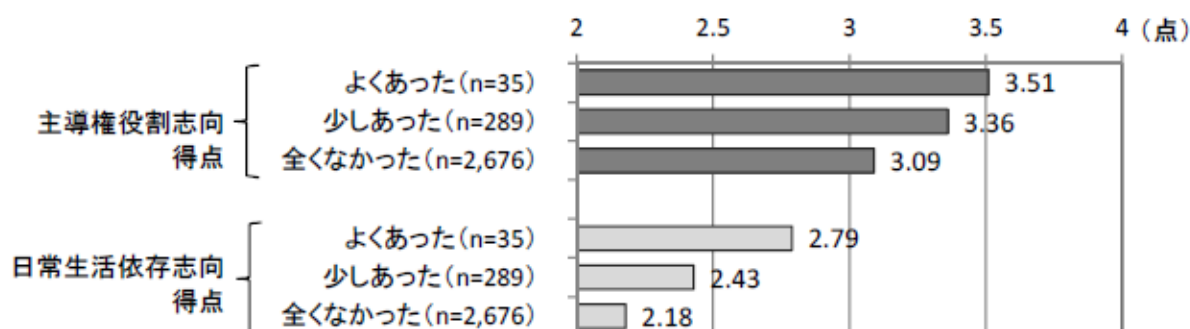
現状と課題

DV被害を根絶するためには、被害者への支援を行うことはもちろんですが、加害者自身が暴力から脱却することも重要な課題の一つです。しかし、加害者更生プログラムについては、未だプログラムは確立されておらず、被害者の安全確保を最優先に考えた加害者対策を実現するためには、引き続き、国等の調査研究の進捗状況を注視していく必要があります。

また、平成24年に内閣府が行った『男性にとっての男女共同参画』に関する意識調査において、カッとなって配偶者や恋人を殴ったり蹴ったりしたことがあるかどうかについて、「よくあった」と回答した男性は、「全くなかった」と回答した男性に比べて「主導権役割志向」や「日常生活依存志向」が強い傾向が示されており、男性が自らの意識を切り替える機会を提供することで、このような行為が減少する可能性がうかがえます。

また、アルコール依存症等とDVの関連性など、DV防止及び被害者保護に資する調査研究を進める必要があります。

男性の殴ったり蹴ったりした行為と性別役割分担意識に関する志向との関連



出典) 内閣府「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書(平成24年)

※主導権役割志向…男女の関係性において重要事項を決めるのは自分であるという志向性

※日常生活依存志向…家事など生活全般を妻に依存し、自分がやることを避ける志向性

【今後の方策】

○ 「アルコール依存症」等との関連調査

DVとアルコールや薬物等との関連性はかねてから指摘されていますが、それらへの嗜癖のみならず、加害者に暴力への依存が見られる場合もあると言われています。

アルコール依存症等については、従来から、精神障がいとして、県精神保健福祉センターや県下の保健所で相談を受け付けているほか、アルコール家族ミーティングなどを実施しています。

今後、関係医療機関・団体等と連携し、アルコールや薬物等との関連性や適切な対応や支援の方法について調査研究を行うことが必要です。

(実施主体：県、関係機関)

○ 加害者更生に関する調査・研究

自立生活を営もうとする被害者の安全の確保や、暴力が次世代へと連鎖していくのを防ぐために、加害者への教育・カウンセリングが求められており、更生に向けた「実効あるプログラム」の作成が必要です。

加害者更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては被害者にとって非常に危険なものとなり得ることについても十分留意する必要がありますが、新たな被害を生まないためにも、国の調査研究の動向を把握するとともに他県及び民間機関における取組み状況等の情報収集に努めます。

(実施主体：県)

○ 男性の性別役割分担意識の是正を促す環境の整備

一般的に自分の弱さを他人に知られたくないという意識が強いと言われる男性に対し、県男女共同参画センターにおいて、男性相談員による「男性ほっとライン」を設置することで、男性が相談しやすい環境を整備し、男性に性別役割分担意識の是正を促す環境を整備します。

(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

基本の柱Ⅱ 早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実

被害者の多様化、抱えている問題の複雑化に対応し、被害者が安心して支援を求められるよう体制を確保し、被害者が適時、適切な助言を得られる環境の整備に取り組みます。

また、関係機関等における早期発見・通報の理解を促進するとともに、緊急に保護を要する被害者がいる場合の迅速で安全な保護体制の充実を推進します。併せて、一時保護される被害者が子どもを同伴するケースも多く見られることから、同伴する子どもを含めた支援の充実を図ります。

【施策の方向4】 早期発見・通報の理解促進

現状と課題

DV防止法第6条に規定する発見者からの通報について、有効な取組みが行われるよう関係機関における連携体制を整備するとともに、被害者自らが声に出せない場合は、周囲の人々の気配りにより、早期に発見・通報される環境づくりが大切です。

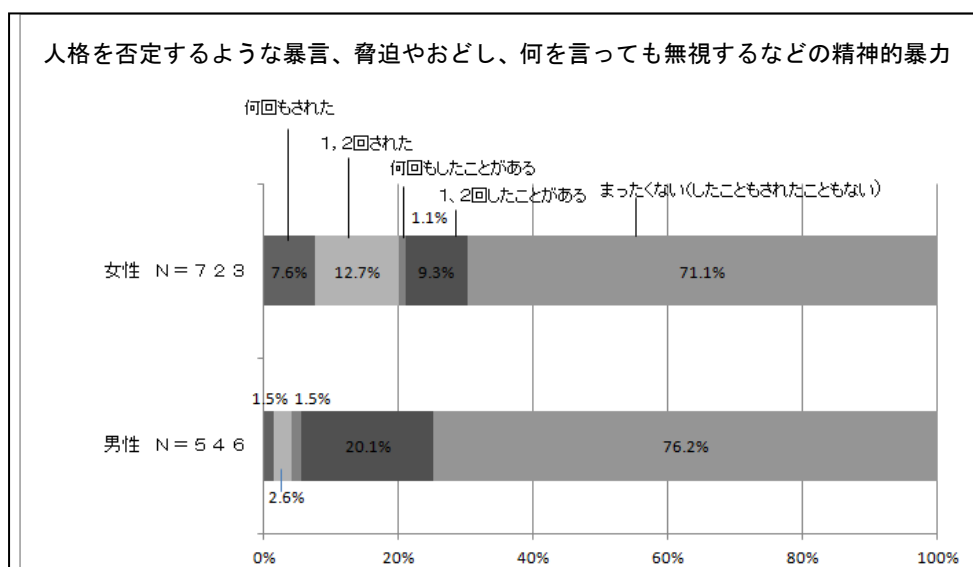
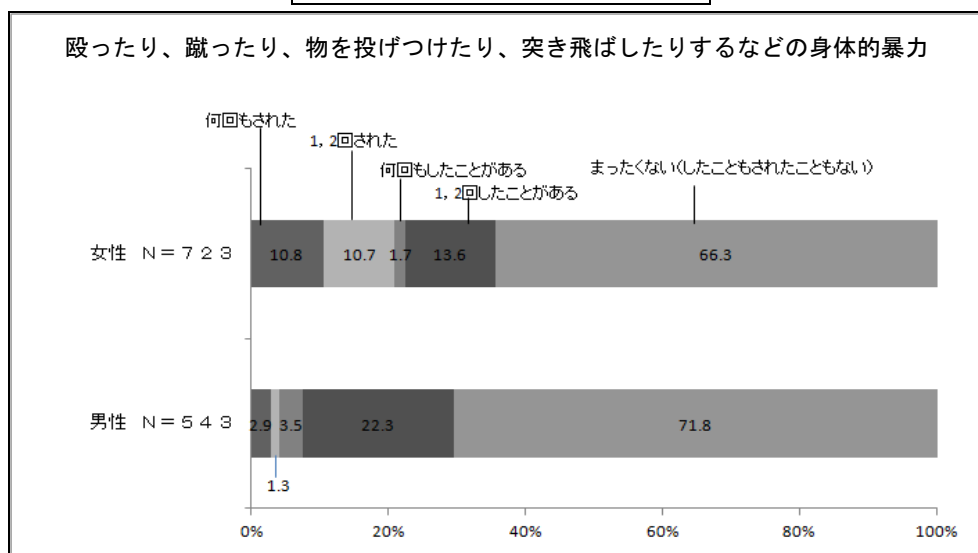
特に医師その他の医療関係者や民生委員・児童委員などの福祉関係者は、被害者の発見や

通報への役割が期待されます。また、家庭において暴力が振るわれている場合、市町村において実施している保健師等による新生児訪問や乳幼児健診等の際に、子どもや家庭の状況について把握する中でDVの発見につながることや、学校において子どもが不登校となる、様子がいつもと違うなどの不自然な様子から、学校関係者や保育機関の関係者が気がつくことも期待されます。

本県ではDV被害防止のための啓発用リーフレットを、医療機関や教育機関、子育て支援センターなどの関係機関に配布し、被害者の早期発見や相談窓口の情報提供など被害者支援について協力を求めてきました。今後とも引き続き、関係者及び関係機関への積極的な理解と協力を求めていく必要があります。

また、交際相手や元交際相手からの暴力による重大事件が後を絶たない現状から、DV防止法の改正により保護支援の対象が「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者」に拡大されたことも、広く県民に周知していく必要があります。

本県におけるDVの被害状況



(平成26年度「ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査」より)

【今後の方策】

○ 県民による発見・通報のための環境づくり

DVの被害者が相談する相手は、被害者の家族、友人などの被害者にとって身近な者が最も多く、DV被害を潜在化させないためには、相談を受けた者が適切な発見・通報を行うことが重要であるため、広く県民に対し、法制度やその趣旨、通報窓口等の情報提供を行います。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 救急隊員・医療関係者等の理解促進

医師や救急隊員その他の医療関係者や教育・福祉等の関係者に対し、積極的な情報提供や連携協力を促進するため、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、配偶者暴力相談支援センターの機能等について、研修やパンフレットの配布などを通して周知を図るとともに、一層の理解と協力を得られるよう努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 母子保健との連携強化

家庭の様子に気付きやすい母子保健の関係者に対し、DVの可能性を考慮しながら、親子に接することで被害の早期発見につながるように、守秘義務に十分配慮しつつ、被害者の意思を尊重しながら適切に支援関係機関につないでいくよう、情報の提供に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 保育・教育機関等への理解促進の働きかけ

子どもを通じて家庭内の状況を把握しやすい立場にある保育・教育機関の関係者は、潜在化しているDVの発見者になる可能性が高いため、関わりのある家庭にDVの問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮しつつ、被害者の意思を尊重しながら適切に支援関係機関につないでいくよう、情報の提供に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 福祉サービスの提供者への理解促進の働きかけ

高齢者・障がい者に対して福祉サービスを提供している福祉関係者の気づきが、家庭内において潜在化しているDVの発見及び深刻化の防止に繋がることから、関係者に対する情報提供・普及啓発に努め、家庭におけるDVの早期発見に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 民生委員・児童委員・人権擁護委員等への働きかけ

従来から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員と、人権相談所や「女性の人権ホットライン」による人権相談を行っている人権擁護委員に対し、DVに関するリーフ

レットなどの啓発物品の配布や、研修会等への参加を勧め、一層の理解と協力を求めます。
(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 通報等への対応

通報等を受けた場合の配偶者暴力相談支援センター及び警察での対応が円滑に行われるよう体制の充実を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

【施策の方向5】 安心して相談できる体制の確保

現状と課題

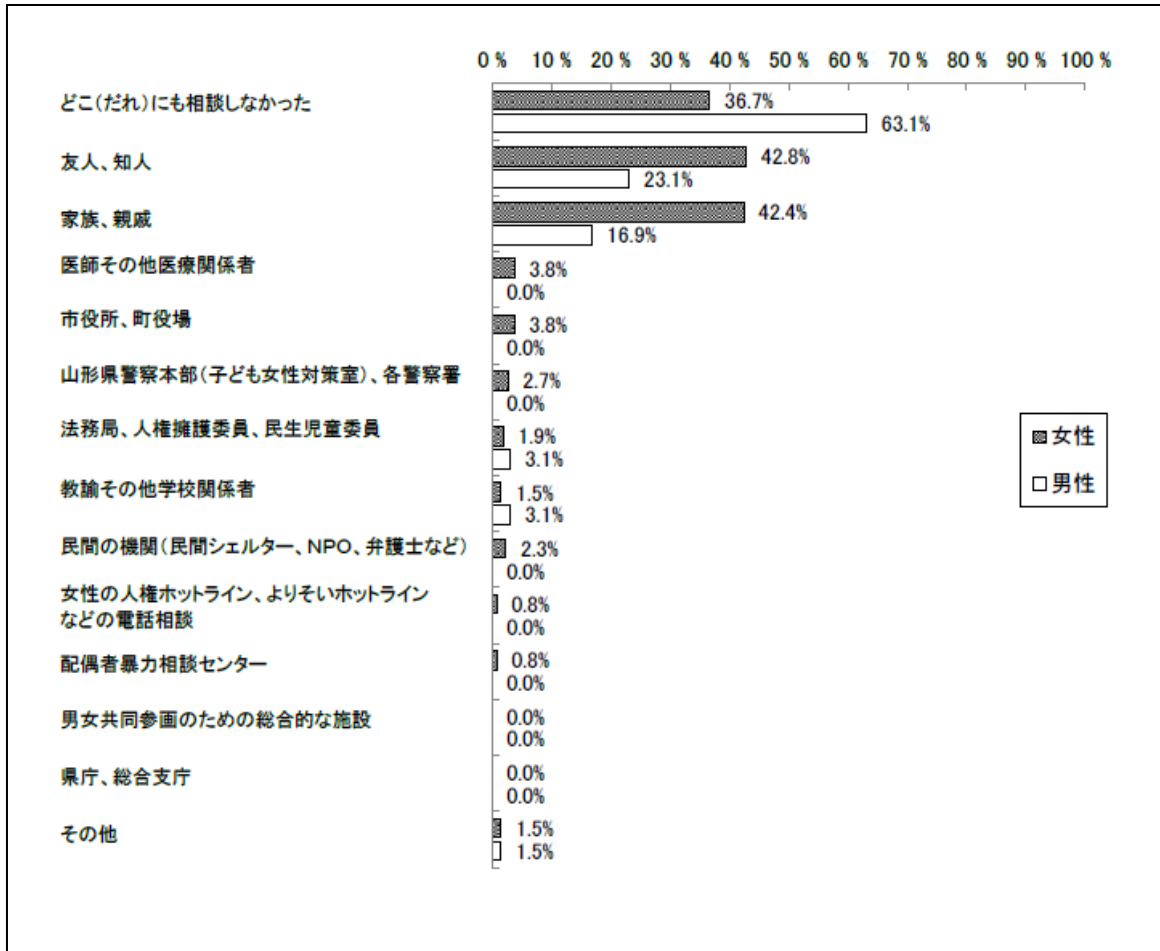
本県では、DV防止法に基づき、平成14年4月から、県福祉相談センター（婦人相談所）、平成18年9月から各総合支庁を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設とし、DVに関する相談業務を行っています。

また、市町村や警察本部、各警察署、県男女共同参画センターでもDV被害者からの相談に応じており、県内各地域における様々な窓口で被害者が相談できる体制をとっています。その一方で、県が平成26年度に実施した「ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する意識調査」によればDVを受けた時の相談先について、最も多い相談先は友人、知人、家族、親戚で、公的機関への相談はどの機関においても5%未満の低い割合となっています。さらに「どこ（だれ）にも相談しなかった」の女性の割合は36.7%にのぼっており、相談機関における体制の充実とともに、被害者が気軽に安心して相談できる体制づくりが求められます。

また、相談内容も複雑・多様化しているため、配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村、県関係機関が連携して被害者の相談等に対応していくため、関係機関の連携を緊密にしていく必要があります。

一方、相談担当職員（配偶者暴力相談支援センターをはじめ各関係機関のDV相談担当職員、婦人相談員等）の資質向上のための研修の充実や、メンタルヘルスケア体制の整備についても一層の取組みが望まれています。

DVを受けた時の相談先



(平成26年度「ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査」より)

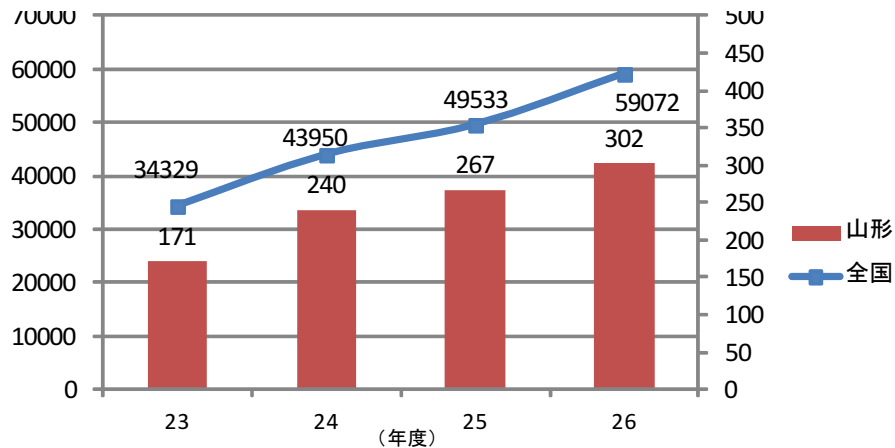
配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談状況

年度	婦人相談所			総合支庁			合計		
	DV相談 件数 (A)	うち来所	うち交際相手(※)によるDV	DV相談 件数 (B)	うち来所	うち交際相手(※)によるDV	DV相談 件数 (A)+(B)	うち来所	うち交際相手(※)によるDV
24	231	121	—	172	84	—	403	205	—
25	294	108	—	210	112	—	504	220	—
26	267	106	2	150	94	3	417	200	5

※ ここでいう「交際相手」とは、生活の本拠を共にする交際をする(した)関係に係るものを指す。

(県子ども家庭課調べ)

警察における配偶者からの暴力事案等の対応状況



※ 平成26年の認知件数には、生活の本拠を共にする交際をする関係によるものが含まれています。
 全国：7,402件 山形県：23件

(全国：警察庁調べ、山形：県警察本部調べ)

警察におけるDV事案の認知件数(男女別)

	平成23年		平成26年	
	被害男性	被害女性	被害男性	被害女性
全国	1,146	33,183	5,971	53,101
山形県	4	167	30	272

(全国：警察庁調べ、山形：県警察本部調べ)

【今後の方策】

○ 県配偶者暴力相談支援センターの周知啓発及び機能強化

中央配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所)は、県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の心理的ケアなどの機能強化に努めるとともに、専門的な支援を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応、広域連携を含めた総合調整機能の充実を行っていきます。

また、地域配偶者暴力相談支援センター(各総合支庁福祉担当課)については、地域における相談機関として被害者に対し適切な支援に努めるとともに、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対する専門的立場からの助言・指導などを充実します。

中央、地域合わせて県配偶者暴力相談支援センターが、より多くの被害者への支援窓口となるよう、例えば被害者が手に取りやすいコンパクトサイズの相談窓口周知啓発用カードの作成など周知啓発について工夫します。また婦人相談員による地域出張相談の実施など相談支援の充実について検討していきます。

(実施主体：県)

○ 市町村相談窓口の周知啓発と適切な支援への働きかけ

被害者にとって最も身近な行政主体である市町村は、住民のDVに関する第一次的な相談機関としての機能を発揮することが極めて重要であり、そのためには相談窓口を明確化し、周知に努めるとともに被害者に対し適切な支援に努めるよう市町村に働きかけます。

(実施主体：県、市町村)

○ 警察による適切な対応

警察は、相談者のプライバシーに配慮し、電話やファクシミリ、電子メール、手紙による相談を受け付けるとともに、DV事案を認知した段階から、その危険性・切迫性に応じて加害者の検挙や指導警告により暴力を制止し、被害者やその親族の安全を確保するための措置を講じます。

(実施主体：県)

○ 各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化

配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、県男女共同参画センター、NPO等民間支援団体など多様な主体が複数の相談窓口を設置することで、被害者がどのような状況下にあっても、安心して相談できる環境を整備します。

また、それら関係機関が有機的に連携することで、被害者の困難な状況の解決に繋がる支援となるよう、引き続き緊密な連携を強化するとともに、NPO等民間支援団体と連携し、休日・夜間の相談体制の充実に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 災害時における周知啓発

災害時には避難所等へDVの予防に関する注意喚起や、相談窓口に関して、市町村と連携し周知を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ SNS等を活用した相談窓口の周知

近年、いわゆる「デートDV」の被害が多く起こっており、若い世代が相談しやすい環境をつくるため、ツイッター等のSNSを活用した相談窓口の周知を行います。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 男性の性別役割分担意識の是正を促す環境の整備（再掲）

一般的に自分の弱さを他人に知られたくないという意識が強いと言われる男性に対し、県男女共同参画センターにおいて、男性相談員による「男性ほっとライン」を設置することで、男性が相談しやすい環境を整備し、男性に性別役割分担意識の是正を促す環境を整備します。

(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 男性専用DV相談窓口の設置に関する検討

配偶者暴力相談支援センターでは、現在も相談者の性別に関わらずDVについての相談を受けていますが、女性被害者、男性被害者がそれぞれ安心して相談できる環境を整備するため、男性専用のDV相談窓口の設置について検討を行います。

(実施主体：県)

○ 相談員等関係機関職員の研修体制の充実

被害者の相談や支援に関わる職員及び司法関係者等の関係機関職員は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすることが求められており、被害者に対して不適切な対応をすることで被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう、DV被害者の人権、DVの特性等に関する理解を深めるための研修を行っていきます。なお、DV相談担当職員や婦人相談員などに対する専門研修を実施するなど、相談員等の資質の向上を図ります。

また、DV被害者の相談や保護・自立支援に携わる一人ひとりが、被害者の立場に立って、相互に連携しながら的確な対応ができるよう、「DV対応マニュアル」を適宜改訂し、関係機関に配布します。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 相談員等のメンタルヘルスケア体制の整備

相談員等は、被害者からの深刻な被害状況等について数多くの話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体感したり、納得のいく解決策が容易に見いだせないことから業務に意欲を失い、虚無感にさいなまれる、いわゆる「バーンアウト状態」に陥ったりする可能性があるという指摘されています。

研修や専門的立場からの助言、指導体制の整備を図り、相談員等のメンタルヘルスケアの拡充と安全確保に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

【施策の方向6】 迅速で安全な保護体制の充実

現状と課題

被害者の保護にあたっては、何よりも被害者や同伴家族の安全の確保が重要であり、被害者を加害者の暴力から緊急に避難させ、安全な場所で保護し、次のステップへの具体的な行動がとれるよう適切な支援を行っていくことが必要です。

本県では、24時間体制で被害者の受入れに応じられる一時保護体制を取っていますが、県警によるDV事案の認知件数はここ数年、過去最高を更新しており、一時保護件数も一定の割合で推移しており、被害者も子どもや高齢者を同伴しているなど多様化しています。

そのため、今後も、被害者の安全が確保された上で、緊急避難が円滑に行われるよう、保

護体制を充実していくとともに、増加が見込まれる一時保護の受入れに対応するため、一時保護委託先の拡充や緊急避難先の確保が望まれています。

DV被害者の保護の状況

○ 一時保護件数

年度	DV被害者			同伴する子ども		うち交際相手(※)によるDV	
	人数	委託	平均日数	人数	委託	人数	同伴する子ども
24	31	5	5.6	35	6	1	0
25	21	1	10.9	13	2	0	0
26	21	0	8.1	23	0	0	0

※ ここでいう「交際相手」とは、生活の本拠を共にする交際をする関係に係るものを指

(県子ども家庭課調べ)

【今後の方策】

○ 移送体制の整備

被害者の保護にあたり、市町村や県（総合支庁）、警察が一層緊密に連携・協力して対応するなど移送体制の充実を図ります。

移送にあたっては、二次的被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者が更なる被害を被ること）の防止のため、女性職員が対応するなど、被害者に配慮した移送体制の整備に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 緊急保護体制の充実

休日や夜間など緊急に保護が必要と認められるときは、配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関が連携し、適切な対応に努めます。

また、警察では従前の住居に居住することや、再び被害に遭う恐れがあるため帰宅することが困難な被害者に対し、やむをえない理由から公的機関の避難施設ではなく、一時的にホテルなどの宿泊施設に避難する場合に、その宿泊費用を支援します。

(実施主体：県)

○ 一時保護機能の拡充

一時保護については、複雑化、多様化する被害者の実情を踏まえ、柔軟に対応するため、心理担当職員や医師によるこころのケアの充実など、より入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、安全対策の強化をはじめ、施設機能の充実に努めます。

また、一時保護先の委託については、委託先との連携を密にとることで、被害者の個別の

事情に配慮し、被害者の自立に向けた切れ目ない支援となるように努めるとともに、委託先の拡充について検討します。

なお、現状での一時保護は主に女性を対象として対応していることから、国の動向や地域の実情を踏まえて、男性が被害を受け、一時保護の必要があると認められる場合の適切な対応について検討します。

(実施主体：県)

○ 被害者家族支援のための連携強化

児童虐待、高齢者虐待または障がい者虐待の相談窓口となる関係機関等との連携を促進し、当事者のみならず家族全体の暴力の状況把握に努め、虐待・DVの重複が疑われる際には、家族全体を意識した保護などの支援に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 民間支援団体との連携強化

DV被害者の一時保護は、県の一時保護だけでなく県内各地域での対応が望ましいため、民間シェルター※の設置に向けて、民間支援団体との連携・協力体制の構築に努めます。

(実施主体：県、NPO等民間支援団体)

※シェルター

(暴力から逃れてくる被害者の緊急避難場所として、安心して心と体を休め新たな生活の準備をするために一時的に提供される施設。)

○ 広域連携の推進

都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、さらに広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行い、他都道府県や県外市町村との一層の連携の強化に努めていきます。

(実施主体：県)

【施策の方向7】 同伴する子ども等への保護と支援

現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」において明確化されているとおり、子どもに対する直接の虐待がなくても、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたり、一緒に生活している子どもの心に深刻な影響を与えるものです。本県では、同伴する子ども※に対し、必要に応じ適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図るとともに、安全を確保、医学的又は心理的ケアを実施、学習面でのサポートを行うなど同伴する子どもへのケアの充実に努めています。今後も、被害者だけでなく同伴する子ども等に対し、きめ細かな支援を継続して実施していく必要があります。また、併せて、必要に応じ、退所後の子ども等に対し、地域におい

て、市町村やNPO等民間支援団体等による継続したケアを実施していくことが望まれます。

なお、退所後の生活において、子どもを抱えた被害者には、本人自身が、病気やケガといった身体的あるいは精神的な健康問題を抱え、身近に手伝ってくれる人がいない人も多く、子育てが困難な状況にあります。そのため、子ども自身のためにも、被害者が心身の治療や就労を行うためにも、各種保育サービスや子育ての相談窓口に関する情報を入所中に情報提供していくことが重要です。

さらに、加害者は被害者のみならず同居高齢者にも暴力を振るう可能性が高いことから、高齢者虐待の防止に向けた取組みも求められています。

※同伴する子ども

(一時保護所に保護された被害者に同伴する子どもを指す。)

一時保護時に子どもを伴う割合

年度	DV被害者(人)	うち子どもを同伴するDV被害者(人)	割合
24	31	21	68%
25	21	7	33%
26	21	11	52%

(県子ども家庭課調べ)

【今後の方策】

○ 同伴する子どもへの支援

DVの影響は子どもに様々な心身の症状を引き起こすことも多く、特に心理的なケアを当分の間継続して行う必要がある場合もあることから、婦人相談所において児童相談所と密接な連携を図るとともに、適切なこころのケア等必要な支援を行っていきます。併せて、親子分離が必要な被害者の子どもの保護体制を充実していきます。

また、一時保護されている子どもに対し、学習の機会が確保されるよう、教育委員会や学校と連携を図りながら学習支援を行っていきます。

さらに、退所後の生活に向け、保育所への入所、一時保育サービスの利用、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター等の保育サービスや子育ての相談窓口に関する情報提供に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 教育委員会・学校・保育施設等への協力要請

被害者の子どもの就学や保育を確保するため、区域を越えた就学・保育の受入れや保育料算定等について弾力的な運用が行われるよう教育委員会や学校及び保育所に対して協力を要請

します。

また、教育委員会の行う研修会等で、被害者とその子どもの置かれた状況について理解を求めるとともに、その安全確保のために加害者側からの被害者や子どもについての問い合わせに応じないことや、接近禁止命令が出された場合の対応、さらには子どもに対する適切なこころのケア等についても教育委員会や学校及び保育所に協力を求めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

【施策の方向8】 高齢者、障がい者、外国人への配慮

現状と課題

近年、県警による本県のDV事案の認知件数は、全体的に増加傾向にあり、特に60歳以上のDV事案が増加しているため、高齢者虐待対応の窓口である市町村と緊密に連携し、支援を拡充していくことが求められます。

一方で、障がいのある人には、障がいが壁となり、発見・相談・保護に関する支援情報が十分に伝わりにくい状況があると考えられ、情報提供面のバリアフリーや施設のユニバーサルデザイン化を進めるなどの配慮が必要となっています。

また、県内で暮らす外国人への支援としては、医療、教育、労働、家庭、住宅など身近な生活問題が生じたときに、適切なサービスや専門的な相談を迅速に受けることができるよう、県国際交流センター、自治体、NPO等が外国語で対応できる相談窓口を設置しており、かつDVに関する支援については、配偶者暴力相談支援センター等が相談窓口となっています。今後も言語が壁となり、各相談窓口への利用が妨げられていることのないよう、取組みを進めていくことが重要です。

警察におけるDV事案の被害者年代別認知件数

	平成23年(件)	平成26年(件)	増加率(%)
10歳代	2	0	△100.0
20歳代	39	57	35.7
30歳代	54	103	83.9
40歳代	42	73	58.7
50歳代	16	21	10.5
60歳以上	18	48	100.0
合計	171	302	59.8

(県警察本部調べ)

【今後の方策】

○ 高齢の被害者への支援

超高齢社会が進行する現在、高齢者層の被害件数も増加しています。高齢者虐待防止と併せ、DVに関する取組みを積極的に行っていくとともに、高齢者虐待の相談窓口である市町村の地域包括支援センターや地域のボランティア・NPO、警察等との関係機関と連携し、高齢の被害者への支援を推進します。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 障がい者への相談対応等

相談機関等において、障がい者である被害者に対して、手話、筆談、拡大文字、分かりやすい表現等、障がいの状況に応じたコミュニケーション手段を用いての相談、情報提供を推進します。

また、潜在するDV被害者の救済のため、障がい者虐待の相談窓口である市町村や障がい者施設との連携を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 相談機関におけるユニバーサルデザイン化の推進

「山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針」等に基づき、各種相談機関等において、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 母国語による支援

配偶者暴力相談支援センターなど相談窓口を記載したカードを外国語で作成し、公共施設や医療施設などの女性用洗面所など被害者が目にして、加害者に気づかれずに持ち帰りやすい場所に設置してもらい、外国人の被害者へ向けて、公的サポートの周知を行います。

また、日本語の不自由な被害者からの相談や一時保護時等に際し、煩雑な手続きや、有用となる情報について日本人と同等の理解が得られるよう、必要に応じ、外国語通訳での対応について配慮するとともに、各機関が行うDV関係の研修に関する情報提供を行います。通訳の確保が困難な言語については、公益財団法人山形県国際交流協会や民間団体で行う外国語ボランティアなどの協力を得て、対応できるよう努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

基本の柱Ⅲ 被害を繰り返さない自立支援体制の整備

被害者がDVを乗り越え、新しい生活を築いていくためには、住まい及び仕事の確保が重要です。被害者の中には、自立の目途が立たず、やむなく加害者のいる家に留まったり、戻ったりすることを選ばざるを得ない人も多くいます。このような状況を少しでも減らしてい

くためには、自立に向けて、住居、生活資金、離婚手続きなどの法的支援を含む支援の充実が求められます。

そのため、加害者から精神的だけでなく、経済的にも法的にも自由となれるよう、各種支援を行うとともに、一時保護施設等の退所後も、地域において、市町村やNPO等民間支援団体等による継続した支援を受けられるよう、自立支援体制の整備を推進します。

【施策の方向9】 住居の確保に向けた支援

現状と課題

本県においては、平成16年度から、県営住宅の入居に際し、被害者への優遇措置を設け、住居の確保に向けた支援を行っています。

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要です。特に公営住宅への入居に際し、被害者の優先入居や、連帯保証人の条件等については、個別ケースに応じて弾力的な運用を行うことが必要となります。

今後は、このような支援について周知を図るとともに、被害者の意向や状況に応じて県内市町村と連携していく必要があります。

DV被害者の一時保護後の状況

	婦人保護施設	自立	家庭復帰	帰郷	母子生活支援施設	その他	合計
24年度	3	1	9	13	0	5	31
25年度	6	3	2	7	1	2	21
26年度	4	2	5	9	0	1	21

(県子ども家庭課調べ)

【今後の方策】

○ 公営住宅の優先入居実施等の入居対策

加害者から身を隠し自立しようとしても、住居の確保は大変困難な問題です。このため、公営住宅への入居の際の優遇措置を推進するとともに、それら公営住宅の優遇措置等について、被害者に情報提供することに努めます。併せて、民間のアパート等に入居する場合に利用できる民間の保証人代行サービス等についても情報収集及び情報提供することに努めます。

また、経済的な事情がある被害者も多いことから、県内市町村に対し、配偶者からの暴力の被害者とその家族を対象にした公営住宅等への優先入居等の優遇措置の実施を働きかけます。

(実施主体：県、市町村)

○ 母子生活支援施設による支援の円滑化

母子生活支援施設におけるDV被害者及びその子どもの心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援及び退所後の支援が円滑に行われるよう、福祉事務所や学校等の関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ ステップハウスの設置検討

一時保護終了後直ちに社会進出することが困難な被害者への自立支援を目的に、関係団体と連携しながら、引き続きステップハウス※の設置を検討します。

(実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体)

※ステップハウス

(シェルターでの一時保護の後、本格的な自立生活に移行する前にある程度の支援を受けながら生活する施設。)

【施策の方向10】 経済的自立に向けた支援

現状と課題

被害者が一時保護所の退所後、安定して生活するためには、経済的な自立が必要であり、就業情報の提供に加え、職業訓練や資格取得に向けた給付金などの就業支援が必要となります。

本県では経済的な自立を目指す被害者には、配偶者暴力相談支援センター等において、利用可能な就労支援制度や福祉制度について情報提供を行っています。

今後も、関係機関が連携して、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが必要です。

【今後の方策】

○ 被害者への就業支援の充実

被害者が経済的に自立して生活していけるよう、ハローワーク等と連携し、被害者の実情に応じた就業受入れについて企業等に働きかけます。

また、配偶者暴力相談支援センター等において、就職に関する情報提供や関係機関への同行支援を行う等、被害者の就業に向け積極的な支援を行います。

さらに、県男女共同参画センターにおいて、働くことを希望しながら、職業上のブランクなどに不安を持つ被害者に対し、キャリアカウンセラーによるきめ細かな個別相談等を実施し、被害者の再就職に向け支援します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 一人ひとりのニーズに応じた就職のワンストップ窓口における支援

就職面接時の託児や女性相談員による対応等きめ細かな支援を行うことで、仕事と育児・介護の両立に向け、一人ひとりのニーズに応じたワンストップ相談窓口を設け、被害者の就業に向け支援します。

(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 被害者の職業能力開発支援の充実

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業経験の少ない方の就業を支援するため、パソコン講習会、就業支援セミナー等を開催するとともに、就職に関する相談や情報提供等を行います。

併せて、被害者が経済的に自立するため安定した収入を得られるよう、看護師や介護福祉士等の資格を取得するための給付金制度に関する情報提供も積極的に行います。

また、県男女共同参画センターや職業能力開発施設、NPO等民間支援団体で実施する就業に関する講座について、被害者が安心して受講できる環境整備について関係機関等に働きかけます。

なお、職業能力開発施設等が実施する職業訓練や就業促進セミナー等において、職業能力開発の機会を提供するとともに、託児サービスの実施など訓練を受けやすい環境整備に努めます。併せて、職業訓練受講中の国の経済的支援制度の周知を図ります。

(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 職場での配慮

企業向けリーフレットの配布等により企業や事業主に対し、DVやその被害者の置かれる状況について理解を求めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 被害者の子どもの就学支援

親がDVの被害に遭ったことで経済的に困窮し、その子どもに勉学意欲がありながら、高等学校への就学を断念することがないように、経済的支援制度の充実を図ります。

(実施主体：県、市町村)

【施策の方向11】 司法手続きに関する支援

現状と課題

県男女共同参画センターでは、弁護士による法律相談を定期的に行い、被害者の司法上の支援に役立っています。

さらに、被害者が、司法の場で更なる被害（二次的被害）を受けることなく、保護命令の申し立てや離婚訴訟に臨めるよう、DVの根底にある人権問題としての側面に理解を求めていかなければなりません。

また、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度の周知と利用のための支援が必要です。なお、子どもへの保護命令発令時は、教育委員会や学校、保育所等においても加害者からの問い合わせ等への適切な対応が求められます。

保護命令に係る対応状況（山形県）

		24年	25年	26年
保護命令件数		18	19	15
内訳	接近禁止命令のみ	2	2	3
	退去命令のみ	0	0	0
	接近禁止及び退去命令	0	1	0
	電話等禁止命令のみ	0	0	0
	接近禁止及び電話等禁止命令	14	15	12
	退去命令及び電話等禁止命令	0	0	0
	接近禁止、退去及び電話等禁止命令	2	1	0

（注）保護命令通知件数は、警察が他県の裁判所からの通知を受理した数を含む。

※保護命令制度

（被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者及び子への接近禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命ずるもので、違反者には刑罰が課せられる。）

【今後の方策】

○ **民事法律扶助制度等の周知**

パンフレットやホームページ等を活用し、機会を捉えて民事法律扶助制度※等、被害者が司法手続きを進める上で支援となる制度の周知に努めます。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

※民事法律扶助制度

（弁護士等、法律専門家による無料法律相談や、弁護士、司法書士の費用の建替えを行う制度。）

○ **法律相談の充実**

県男女共同参画センターで行っている弁護士による法律相談を定期的実施することで、より効果的な司法上の支援となるよう努めます。

（実施主体：県）

○ **保護命令に対する情報提供及び適切な対応の実施**

被害者及び被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者が速や

かに安心して保護命令制度を利用できるよう、相談窓口は関係機関との連携を深めるとともに、被害者に対して制度内容のわかりやすい情報提供に努めます。

保護命令が発せられた場合は、学校において適切な対応が行われるよう、教育委員会と連携し、学校に対して指導・助言等を行います。

また、保育所等においても同様に適切な対応が行われるよう、市町村を通して更に制度の周知を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

【施策の方向12】 こころの回復支援

現状と課題

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障がいを抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来の不安等により精神的に不安定な状況にある場合もあります。加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、被害者や同伴する子ども等の心理的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすとされています。

現在、被害者に対しては、県配偶者暴力相談支援センターで心理担当職員や医師からのカウンセリングを実施するとともに、心理的虐待を受けた同伴する子どもには、児童相談所と連携し、必要な対応を行っていますが、さらに被害者等の意向を尊重したケアが継続される必要があります。

また、DV被害者のうち公的機関等の支援を受けていない者も多く、そういった潜在的被害者に対する心のケア等の支援も必要とされています。

【今後の方策】

○ 被害者及び同伴する子ども等へのメンタルヘルスケアの実施

精神保健福祉センター、保健所や児童相談所等は、被害者と同伴する子ども等のニーズに沿って、関係医療機関と連携を図り、精神面での中長期的ケアを行います。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 潜在的被害者支援のための民間団体活動の支援

DVという体験を有する被害者の「自助力」を引き出すため、NPO等民間支援団体による被害者のエンパワーメント※に繋がる活動を支援します。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

※エンパワーメント

(社会、組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力をつけること。)

【施策の方向 13】 被害者の情報保護、自立支援体制の整備

現状と課題

複数の法制度や公的サービスの提供に関わる関係機関は、被害者に対応する窓口を一元化し、関係部署との調整を果たすことが求められます。

また、被害者が加害者のもとを離れ自立して生活していくためには、行政だけでなく、民間から多様なサービスが提供されることが望まれるため、県、警察、市町村及びNPO等民間支援団体の関係機関等が連携し、切れ目ない支援を実施していくことが必要です。

支援の際には、被害者の相談や支援に関わる関係機関職員は各種制度内容の適切な取扱いについて努めるとともに、被害者等の個人情報の保護を徹底させることが重要です。

【今後の方策】

○ 支援制度に関する窓口の一元化

複数の法制度や公的サービスの提供に関わる関係機関は、被害者に対応する窓口を一元化し、関係部署との調整を果たすことにより、たらい回しによる二次的被害を防止するとともに、被害者の負担軽減に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 自立のための支援

被害者が、関係機関において各種手続きを行う際に、手続きが円滑に進むよう支援します。必要に応じ、被害者の安全への配慮や不安の解消のために、配偶者暴力相談支援センター、市、NPO等民間支援団体、関係機関施設の職員等が同行します。

また、新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように連携を強化します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 被害者等の個人情報の保護の徹底

被害者の相談や支援に関わる関係機関の職員の守秘義務の徹底について、今後も関係機関等が集まる会議等で周知します。

被害者を保護する観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申し出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、やむを得ない理由により住所地においてマイナンバーが記載された通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録、外国人登録原票の適切な取扱いや医療保険の適切な取扱い等について、関係機関に周知していきます

(実施主体：県、市町村、関係機関)

○ 再被害防止の支援による安全・安心の確保

再び生命・身体に対して危害が及び恐れがある場合は、これを未然に防ぎ、被害者の安全を確保する取組みを行っていくことで、被害者が抱える加害者から再び危害が加えられることに対しての大きな不安や恐怖を取り除き、安心して暮らしていける環境の整備に努めます。
(実施主体：県)

○ 生活困窮者自立支援制度の活用

生活上の困難に直面している者に対して、専門のスタッフが相談に応じ、自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。
(実施主体：県、市町村)

○ 関係者の配慮

被害者の救済と自立の支援を行うために、市町村や福祉事務所等において、健康保険・年金の問題や住所変更手続き、被害者の子どもの小・中学校の転入手続き、生活保護、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金等の現行諸制度の運用については、被害者一人ひとりの状況に応じた取扱いに配慮します。

また、県は生活保護申請などの福祉の窓口においてDVへの理解が一層なされるよう、研修会などの場を積極的に活用して理解促進を図ります。職務関係者がDVに対する理解が不十分なため、被害者に対し不適切な対応をし、被害者にさらなる被害が生じることがないように、二次的被害の防止に努め、併せて加害者である扶養義務者へ直接的な扶養照会を行わないなどの被害者の立場に立った統一的な取扱いについて、市町村の窓口も含めて周知します。
(実施主体：県、市町村、関係機関)

基本の柱Ⅳ 関係機関の協力・連携

DVは、男女の性別固定的な役割分担意識などの社会的な背景があり、個人では解決し難い問題です。その意味から、DV防止法第2条に、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」とされ、現状で充足されていない防止対策及び被害者支援対策の推進のため、県行政内の体制強化を図っていくことが求められています。

また、DVは、住居、生活資金、教育など複合的な問題を内包しており、単一の機関のみで解決策を見い出すことが困難であることから、総合的・多角的・組織的にとらえ、多様な被害者の状況に合わせて、多くの関係機関が有機的に連携していくことが望まれています。

さらに、DV防止法により、市町村基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されるなど住民の身近な窓口である市町村の取組みの充実が期待されることから、今後は、各施策がより効果的に実施されるように施策調整機能や関係機関の連携強化に取り組むとともに、市町村との連携強化を推進します。

【施策の方向 1 4】 施策調整機能の強化

現状と課題

DV防止や被害者の救済、自立支援に関する施策は、広範多岐にわたっており、様々な視点や分野から県行政の担当部署の係わりが必要です。

なお、被害者への支援にあたっては、被害者一人ひとりの「安全」と「安心」を考え、県内どこでも適切な支援を得られることが重要です。

そのため、DV対策庁内連絡会議などの横断的な会議の活用を図り、積極的な対応を行わなければなりません。

【今後の方策】

○ DV対策庁内連絡会議の活用

DV防止法やこの計画に基づく「DVの防止及び被害者の保護、自立支援」に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、県DV対策庁内連絡会議において、この計画の進行管理を行うとともに、法律の専門家、民間会社経営者、支援団体のメンバーなどに、対策会議への出席を依頼し、専門的な意見、現場からの有益情報及び被害者の自立への協力を得られるよう努めます。

(実施主体：県)

○ 広域連携の推進（再掲）

都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、さらに広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行い、他都道府県や県外市町村との一層の連携の強化に努めていきます。

(実施主体：県)

【施策の方向 1 5】 関係機関の連携強化

現状と課題

DV施策を進めていく上では、民間団体等を含め多くの関係機関が有機的に連携していくことが重要です。特に被害者支援を行っている民間支援団体は、被害者の多様な状況に応じた柔軟な対応できめ細かな支援を実施しており、今後も継続的に活動を支援していくことが求められます。

県では、平成 14 年度にDV被害者支援対策関係機関連絡会議を発足させるとともに、被害者支援が各圏域内で完結できるよう、平成 18 年 9 月より各総合支庁を中心とした実務的な連絡会議である地域DV被害者支援連絡協議会を設置し、より機動的で実践的なネットワークの構築を図っています。

今後、特に地域における被害者支援を充実するため、地域DV被害者支援連絡協議会は関

係機関の連携を強化し、それぞれの特性を活かしながら、協働して施策を推進していく必要があります。

また、その中でそれぞれの豊富なノウハウを共有するとともに、医療関係者や従来の福祉関連ボランティアなどの団体にもDV防止や被害者支援のための協働の輪を広げていくことが肝要です。

【今後の方策】

○ DV被害者支援対策関係機関連絡会議の活用

DV被害者に対し適切な対応が実施できるよう、DV被害者支援対策関係機関連絡会議において、関係機関の連携強化を図り、具体的な問題の検討を行います。また、構成団体については、医師会、弁護士会等の専門機関やDVに関するNPO等民間支援団体等を含めることで、関係機関における有機的な連携を図ります。また、社会情勢等を考慮し、構成団体も随時見直しを行います。

(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 地域DV被害者支援連絡協議会の強化

地域におけるDV防止対策の推進や具体的な事例に基づく検討会等を行うため、地域DV被害者支援連絡協議会において、地域に根ざした活動を行う民生委員・児童委員や人権擁護委員、DV被害者の発見がしやすい医師その他の医療機関、学校、民間団体などと連携を図ります。また、地域における活用できる社会資源等の情報や課題を共有し、DV被害者及びその同伴する子ども等の適切な保護・自立支援に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 被害者支援団体との連携強化

県・市町村は、DV被害者の保護や支援などを行う被害者支援団体に対し、事業の共催や会議等を通じて、連携・協力体制の構築を図り、かつ被害者の多様な状況に対応するため、適時連携を図り、切れ目のない被害者支援を行います。

また、被害者の保護や支援を目的に、今後、NPO等民間支援団体が、シェルターやステップハウスの設置、自立支援事業等を行い、県から一時保護委託を受けた場合等にシェルターなどの一時保護にかかる必要な経費に対して必要に応じ、支援する制度を検討します。

また、DV防止に取り組む民間支援団体が持続的な活動を可能としていくため、被害者支援に関わる人材の養成や、民間支援団体のスタッフの資質の向上に対して必要な支援を行います。

犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人やまがた被害者支援センター」と連携し、きめ細かな被害者支援活動を推進します。

(実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体)

○ 民間支援団体との協働による支援者への研修機会の拡大

被害者が自活する地域内において身近に多様な支援を受けることができるよう県・市町村は、民間支援団体と協働して被害者サポート・支援協力のための講座や研修の機会の拡大に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

○ 苦情処理の体制整備

被害者の保護に関わる職員の職務の執行に関する苦情を受け付け、適切かつ迅速に処理する機関を相談事業や一時保護事業に直接関与していない機関に定めることなど、公正な視点で苦情処理を行えるよう検討を行います。

(実施主体：県)

【施策の方向16】 市町村との連携強化

現状と課題

平成19年のDV防止法の改正では、市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、市町村の役割が強化されました。さまざまな住民サービスの窓口となっている市町村は、地域住民の最も身近に存在し、DV被害者の支援を行う上で重要な役割を担っていると考えられることから、DV相談窓口を明確化するとともに安全に諸手続等が行える配慮が必要となっています。

また、一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を適当な場所に匿うなどの緊急時における安全の確保については、身近な行政主体である市町村において積極的に実施されることが望ましいことから、今後も、市町村、関係機関との連携を一層強化して、被害者一人ひとりの事業に配慮した対応が円滑に行われるよう、保護体制を整備していく必要があります。

【今後の方策】

○ 市町村における支援体制づくりの推進

DV被害者が市町村から適切かつ迅速に県配偶者暴力相談支援センターや地域の相談窓口引き継がれるよう、緊密な連携を図ります。

市町村に対して、DV基本計画の策定を働きかけるとともに、助言や支援を行います。

また、市町村内で多くの課所がDV施策に関わることになるため、庁内での連携も大切です。その連携の中心となる課所を明確にし、DV施策が効率的かつ円滑に実施されるよう市町村内の庁内連絡会議等を開催するなどして、庁内関係機関の連携が機能するよう働きかけます。

(実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体)

○ 市町村における広報、啓発の促進

より身近なところでDV防止に関する情報が入手できるよう、市町村広報誌への啓発記事の掲載やインターネットによる情報発信等を促進します。

(実施主体：県、市町村)

○ 地域における家庭への働きかけ

DVの発生及び潜在化を未然に防止するため、地域社会の中で家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

県民に身近な地域において、DVは誰にでも起こりうる人権侵害であることを知ってもらい、地域での見守り意識をつくりあげるため、県男女共同参画センター及び市町村と連携し、DV予防啓発の企画展示を行うなど、県内全域での普及啓発を展開します。

(実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体)

○ 市町村相談窓口の周知啓発と適切な支援への働きかけ（再掲）

被害者にとって最も身近な行政主体である市町村は、住民のDVに関する第一次的な相談機関としての機能を発揮することが極めて重要であり、そのためには相談窓口を明確化し、周知に努めるとともに被害者に対し適切な支援に努めるよう市町村に働きかけます。

(実施主体：県、市町村)

○ 緊急時における安全の確保

最も身近な行政主体である市町村に対し、地域における社会資源を活用して、被害者に避難場所を提供されるよう働きかけます。

(実施主体：県、市町村)

○ 災害時における周知啓発（再掲）

災害時には避難所等へDVの予防に関する注意喚起や、相談窓口に関して、市町村と連携し周知を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)